

南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等

に関する条例（素案）の概要

背景及び効果

市では、「南相馬市再生可能エネルギー推進ビジョン（平成24年10月策定）」に基づき、再生可能エネルギー導入目標（令和2年度65%、令和12年度100%）達成に向け推進を図っているが、令和2年度末で92%との見通しとなっており、太陽光発電を中心に順調に増加しているところである。

一方で、事業用太陽光発電設備の設置にあたっては、土地の形状変更等に伴う土砂災害等の恐れや近隣住民との調整が十分になされていない事案が発生している。

そのため、事業者に対し、景観や生活環境への配慮、災害の防止、設置前の住民への説明会等の実施や必要な手続きなどについて定め、地域と共生した再生可能エネルギーの普及を図ることができる。

目的（条例第1条）

- ・ 太陽光発電設備の適正な設置等の推進
- ・ 自然環境等（良好な景観、自然環境、生活環境）の保全
- ・ 災害の防止

対象（条例第2条）

- ・ 設 備 10キロワット以上の、いわゆる「野立て」の太陽光発電設備
(建物の屋根、屋上等に設置されるものは対象外とする)
- ・ 事業者 上記施設を設置する者、発電事業者

抑制区域（条例第6条、規則第3条）

- ・抑制区域とは 自然環境等の保全、または、災害の防止のため、特に配慮が必要な区域
- ・設定する区域（案）

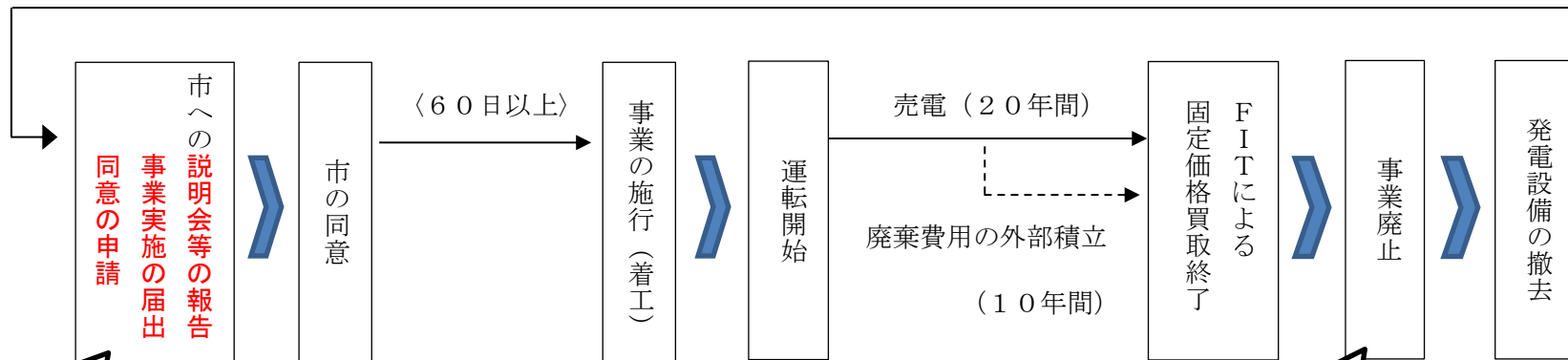
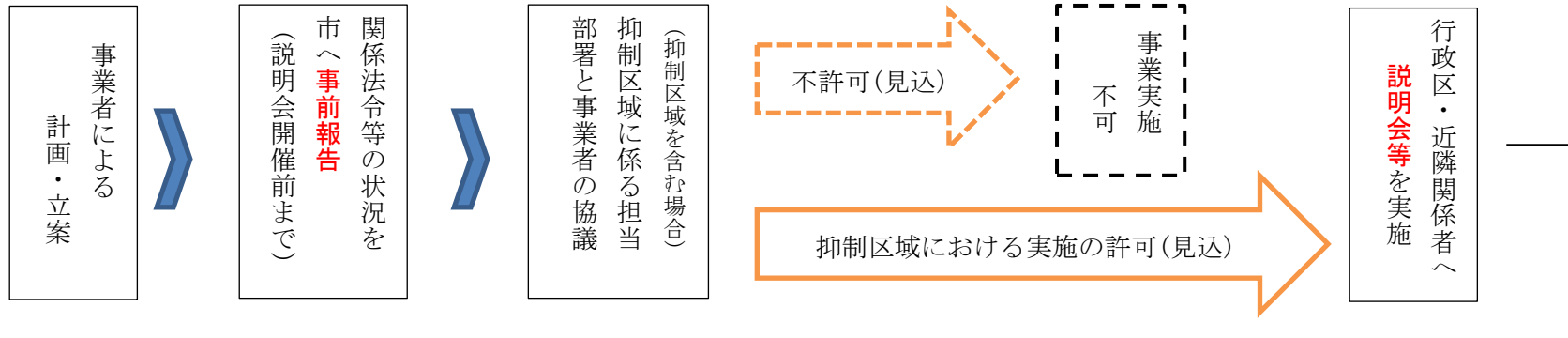
抑制区域	担当部署	必要な手続き等
急傾斜地崩壊危険区域	県相双建設事務所 行政課 (市の関連部署：危機管理課)	開発行為について、県への協議・申請 (<u>県の許可</u> により可)
砂防指定地		
地すべり防止区域		
土砂災害特別警戒区域		
農用地区域	農政課	農用地区域からの除外の手続き、農地転用手続き等 (市または県の許可)

※区域の設定は庁内の担当部署と協議し決定

事業実施のフロー

関係法令手続状況調書 (様式第 10 号)

※関係法令の手続き等は随時実施



行政区説明会等報告書 (様式第 5 号)
 近隣関係者説明等報告書 (様式第 6 号)
 設置届出書兼同意申請書 (様式第 1 号) 他

廃止届出書 (様式第 11 号)

市への事前報告（関係法令の手続き状況等の報告）

（条例第 11 条、規則第 5 条）

- ・事業者は、地元行政区および近隣関係者への説明会を行う前に、関係法令に係る規制の有無、担当部署との協議状況等を市長に報告しなければならない。

提出書類 太陽光発電設備の設置に係る関係法令手続状況調書（様式第 10 号）

説明会等の実施（条例第 9 条・第 10 条、規則第 4 条）

- ・事業者は説明会等を行わなければならない。
- ・行政区、近隣関係者の理解を得るよう努める。
- ・市長は、必要に応じ、行政区・近隣関係者の意見を聴く。

- ・説明会等の対象

行政区 事業区域が所在する区域に係るもの

近隣関係者 事業区域の境界から 100m 以内の土地・家屋の所有者等

- ・周知する事項

①事業者の氏名・住所・連絡先

②着手・完了予定日

③太陽光発電設備の設置場所・面積

④事業の内容、安全対策、災害時の対応など

事業の届出（条例第 7 条・第 12 条、規則第 4 条・第 8 条）

- ・事業に着手しようとする日の 60 日前までに、市長に届け出し、市長の同意を得なければならない。

新規設置の場合 太陽光発電設備に係る設置届出書兼同意申請書（様式第 1 号）
ほか関係書類

- ・次に該当する場合は、速やかに市長へ届けなければならない。

変更（中止）の場合 太陽光発電設備変更（中止）届出書（様式第 7 号）

設備を廃止する場合 太陽光発電設備廃止届出書（様式第 11 号）

事業者が遵守すべき事項その他の義務（本市オリジナル）

（規則第7条）

・事業の計画、実施、関係法令手続きに当たって事業者が遵守すべき事項

- (1) 雨水等による土砂・汚泥の流出及び水害等の災害防止対策
- (2) 景観への配慮
- (3) 生活環境への配慮
- (4) 敷地内への立入防止対策（フェンスの設置等）
- (5) 管理看板の設置
- (6) 苦情への対応
- (7) 除草や清掃の実施
- (8) 近隣農地の営農に支障が生じないための措置等
- (9) 災害時の対応
- (10) 発電設備の異常または破損時の市・地域住民等への連絡
- (11) 発電設備破損時の法令等に基づく復旧または撤去
- (12) 土地の原状回復措置
- (13) 国等が策定したガイドラインへの準拠

・太陽光発電設備の廃止に当たっては、関係法令に基づき、速やかに撤去又は処分しなければならない。

報告及び立入調査等（条例第13条）

- ・市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告、資料の提出を求めることができる。
- ・市長は、事業区域内へ必要な立入調査を行うことができる。

指導、助言及び勧告等

（条例第14条・第15条、規則第9～11条）

- ・市長は事業者に対して指導又は助言を行うことができる。
- ・市長は事業者が正当な理由がなく指導・助言に従わない場合、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- ・市長は事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び勧告内容等をホームページ等で公表。

- ・指導・助言、勧告、公表のフロー

